

## 長野県人権政策審議会答申案

## はじめに

これまで長野県における人権施策は、昭和 22 年（1947 年）に長野県振興委員会に部落問題特別委員会が設置されて以来、同和問題を中心にさまざまな人権課題への取組が推進されてきました。その後、平成 14 年（2002 年）3 月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効し、平成 17 年（2005 年）2 月県議会において、「長野県部落解放審議会条例を廃止する条例案」が提案されましたが、同和問題がなくなったわけではないことから、「廃止するには新たな人権政策を検討する審議会を条例案として提出されるべき」として否決されました。

この経緯を踏まえて、平成 19 年（2007 年）7 月 17 日に長野県人権政策審議会条例が制定され、人権政策に関する調査審議をする本審議会が設置されました。

他方、平成 12 年（2000 年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定され、地方公共団体の責務を明らかにして施策を推進することとなり、長野県では、平成 15 年（2003 年）4 月に「人権教育・啓発推進指針」を策定し、人権施策を推進しています。また、女性、子ども、高齢者、障害者などについても、従来から福祉、教育・啓発、就労など、それぞれの担当部局においてさまざまな施策が推進されているところです。

しかし、最近の社会情勢から、県内においても新たな人権課題が浮上しています。例えば、平成 2 年（1990 年）の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改定により、県内でも急増している日系ブラジル人を中心とした外国人登録者に係る各種の課題や、インターネットを媒体とするいじめや人権侵害など、深刻な事態も見られます。

このように、同和問題とその他の人権課題も含めた新たな方向性や施策が求められているという設置趣旨に沿って、本審議会では、まず関連団体からの意見募集・ヒアリングと県民の人権意識調査を行いました。そしてこれらの内容を分析・検討した結果、同和問題と外国人施策に力点を置いてこの答申を作成するに至りました。

長野県民一人ひとりが、互いの能力や個性などを認め合い、輝いていきいきと暮らせるように、研修や交流活動などを積み重ねながら、人権を尊重し差別を許さない社会的風土、いわゆる人権文化を培うとともに、本県における人権政策を推進されるよう要望するものです。

## 人権政策の基本理念

## 1 人権の捉え方

人類の歴史は、人間の尊厳を守るための歴史とも言われており、日本国憲法には、人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力成果であり、侵すことのできな

い永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされています。

人権の概念（意義）として、世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。また、憲法では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と個人の尊重と基本的人権の尊重をうたっています。

また、国の人権擁護推進審議会答申では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」としています。

人権は、個々人が社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当たり前にもっている固有の権利といえます。また、差別やいじめなどにより人間の尊厳や個人の尊重などを侵されないことと捉えることもできます。

なお、権利の行使にあたっては他人の権利を侵害することもあり得ることを踏まえ、それに伴う責任も自覚することが大切です。

社会が複雑化し、個々人の権利意識が高まり、価値観が多様化するにつれ、従来は問題視されなかった分野においても個々人の人権とする捉え方も広がりつつあります。しかしながら、人権をどのように考えるかは「人間の尊厳」を原点として捉えることが重要です。

## 2 人権政策の基本理念

人権政策として取り組む基本的視点は、人権の理念である「生命」、「自由」、「幸福追求」が尊重されるものでなければならず、さらには、個々人が希求する「自己実現、自立、社会参加」の実現できる社会づくりを目指すものでなければなりません。

人権が尊重される社会とは、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め、「ノーマライゼーション」の理念に沿ったすべての人が互いに支えあいながら、共に生きる社会でもあります。

昨今の国内情勢が、経済の停滞、不安定就労、過重労働や将来への不安や期待が持てない状況の中で、残虐な殺人事件、自殺、いじめ、虐待など人間の尊厳を脅かす現象が見受けられます。従来の物質的な豊かさを求める社会から、今後は心の豊かさを求める社会への変化に対応した政策が求められます。

人権政策を進める方向性としては、行政施策を人権の視点にたった施策として実施すること、また県民一人ひとりが人権とは何かを理解し、人権意識の高揚を図る施策を実施することが必要です。

人権意識を高めるためには、まずは、人権教育・啓発を進めることが必要ですが、これは一人ひとりの心の在り方（考え方）に関わることですので、押し付けにならないよう、理解と共感を得られる工夫が必要です。

人権尊重の意識は「差別をしない、させない、許さない」ことを基本として、各人が日々の生活などさまざまな事柄を通じ、自ら考える（自問自答する）中から培われるものであることを伝えることも必要です。

## 長野県における近年の取組と本審議会

### 1 人権関係法令及び長野県の取組

昭和 22 年（1947 年）5 月、主権在民のもとに国際平和を誓うとともに、法のもとにおける平等と基本的人権の尊重をうたう憲法が施行され、以来 60 年が過ぎました。この間、差別撤廃と人権意識向上において一定の成果を得てきたといえますが、他方、少子高齢化、国際化、情報化などの社会変化のもとで、人権課題も大きく変貌してきています。

国では、昭和 44 年（1969 年）に「同和対策事業特別措置法」（同対法）を制定し、地域改善対策特別措置法（地対法）を経て、昭和 62 年（1987 年）から地対財特法に基づいた同和対策が平成 14 年（2002 年）3 月をもって終了し、新たな段階に入りました。（以下上記 3 法を「特別措置法」という）これに先立って、平成 11 年（1999 年）には男女共同参画社会基本法が制定され、平成 13 年（2001 年）にはハンセン病問題の検証がなされるなど、21 世紀を人権の時代とするにふさわしい取組が始まりました。

長野県における人権・福祉に関する条例としては、長野県福祉のまちづくり条例（平成 7 年（1995 年））と長野県男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年（2002 年））が制定されています。

平成 12 年（2000 年）には長野県人権啓発センターを千曲市に開設し、人権啓発の拠点施設として情報を発信するとともに、平成 15 年（2003 年）4 月に「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、更には「みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業補助金交付要綱」を定め、同年度から公募による助成事業を行い、平成 20 年度まで 68 事業を採択しました。

また、平成 19 年（2007 年）に中期総合計画を策定し、その主要施策のひとつとして「人権が尊重される社会づくり」を掲げ、互いの“ちがいを尊重し合う共生社会や、他人に配慮し互いに信頼し合える社会の形成をめざし、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚や、県民等との協働による人権啓発が進められています。

### 2 本審議会の設置背景と目的

#### （1）部落解放審議会

長野県では、これまでに同和問題に関するさまざまな施策が行われてきましたが、特別措置法が失効（平成 14 年（2002 年）3 月末）するにあたり、今後の長野県の同和対策のあり方について、平成 14 年（2002 年）に長野県部落解放審議会から答申されました。

この答申の中では、今後の施策の基本的な方向、教育・啓発のあり方などの同和問題解決のための施策の方向、「名称、目的等の変更を含め、人権・同和問題の解決にむけ第三者機関として活用すべきである」などといった今後の部落解放審議会のあり方等の提言がありました。しかしそれ以降、部落解放審議会が開催されることはありませんでした。

#### （2）人間尊重推進委員会

多様性を認め合い、一人ひとりが互いにかげがえのない人間として尊重される豊かな共生社会の実現を目指し、県の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成 16 年（2004 年）10 月に「長野県人間尊重推進委員会設置要綱」が定められました。平成 17 年（2005 年）10 月には同委員会が設置され、平成 19 年（2007 年）10 月に「各委員のメッセージ」、「委員会の開催記録」などをまとめた「活動記録」が長野県に提出されました。

### （3）人権政策審議会の設置

長野県では、特別措置法の失効や、経過措置期間を設定し実施してきた県単同和对策事業が平成 17 年（2005 年）3 月をもって概ね終了することから、部落解放審議会を廃止する条例案を平成 17 年（2005 年）2 月議会に提案しました。しかし、「同審議会条例を廃止するには、新たな人権施策を検討する審議会を条例案として提出されるべきである等」の理由から否決されました。

その後、平成 18 年（2006 年）12 月に県議会人権施策推進議員連盟から、長野県としての今後のさまざまな人権問題に関する施策の方向性を明確にするための審議会を設置するよう要望が出されました。

長野県では県議会の意見を重視し、平成 19 年（2007 年）7 月 17 日に長野県人権政策審議会条例を制定し、人権政策に関する調査審議をするため、本審議会を設置しました。

### （4）基本方針（仮称）策定に向けて

長野県の人権行政のより総合的な推進が求められる中、社会の変化に適切に対応した人権政策を推進するための基本方針の策定に向けた答申を出すよう、長野県から本審議会に諮問がなされました。

この諮問を受け、本審議会においては、長野県の人権課題の問題点の洗い出しや分析を行い、これまでの取組を総括し、今後の人権政策の基本的な考え方や課題と方向性をとりまとめました。

## 長野県における人権に関する実態

### 1 人権課題に取り組まれている団体からの意見

#### （1）諸団体からの意見募集

平成 20 年（2008 年）2 月 22 日から 3 月 28 日の間、長野県公式ホームページ等で、人権問題に関係する団体等から意見募集を行いました。

この募集に対して、37 団体等（女性に関係する団体 6、子どもに関係する団体 7、高齢者に関係する団体 1、障害者に関係する団体 11、同和問題に関係する団体 7、外国人に関係する団体 1、その他の団体 4）から、「現在抱えている課題の現状や解決に向けた取組」、「取組を進める上での課題」、「県など行政や地域住民の関わり、協力」、「その他」について、幅広くご意見をいただきました。

#### （2）3 団体からのヒアリング

この意見を踏まえ、同和問題、外国人問題については、本審議会として、さらに踏み込んで状況を確認したいということで、平成 20 年（2008 年）7 月 24 日に 3 団体（特定非営利活動法人人権センターながの、長野県隣保館連絡協議会、財団法人長野県国際交流推進協会）を招いて意見交換を行いました。

同和問題については、結婚問題などで深刻な差別が依然として解消されていないだけでなく、いざ相談したいときに相談先が見当たらず困ったという深刻な実態のほか、隣保館（県内 24 箇所）の運用状況について報告がされました。

外国人については、日常生活上の問題への相談体制・実態のほか、不就学児童問題などの実態報告がされました。

### （3）その他

女性の登用実態などについては、長野県男女共同参画審議会の資料等をもとに確認・検討されました。

また、長野県多文化共生研究会が行った外国籍県民に関するアンケート調査結果が提供され、実情を把握しました。

## 2 県民意識調査とその結果

### （1）調査方法と回答者属性

平成 20 年（2008 年）6 月に層化二段無作為抽出により、満 16 歳以上の県民 3,000 人を対象に郵送により県民意識調査を行いました。

質問は 27 項目 30 問で、「人権問題全般」、「主な人権課題に関する意識」、「人権課題の解決のための方策」について調査を行いました。

なお、質問項目は、比較の便宜等を考慮して、内閣府の「人権擁護に関する世論調査」（平成 19 年（2007 年）6 月）と本県の前回調査（平成 13 年（2001 年）1 月）をベースに、本審議会設置の経緯と目的に照らして必要な項目を付加しました。

回答者数は 1,519 人で、回答率 50.6%、男性よりも女性から多くの回答をいただき、年齢別では 50 代以上の方がおよそ 60%を占めています。

### （2）調査結果

#### ― 人権意識・関心と要望

「人権は重要であるか」との質問に、「そう思う」と回答した方は 70%を超え、「人権問題に関心はあるか」という質問には、「少し」を含めて関心があると回答した方は 85.0%となっています。

「自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」との質問では、およそ 3 人に 1 人が「ある」と回答しており、「ある」と答えた方のうち、60.3%の方が「悪口・噂」を、36.7%の方が「仲間はずし」を人権侵害の内容としてあげています。その人権侵害が起こった場所（複数回答）については、「職場」が 50.2%、次いで「地域社会」が 44.6%となっています。「もし人権侵害されたと思った場合にどうするか」との質問に対して、「誰かに相談する」が 48.4%と最も高く、次いで「相手に抗議する」が 19.8%、「黙って我慢する」が 17.2%となっています。

「長野県は人権意識が定着した住み良い県か」という質問には、「どちらともいえない」が41.6%を占めましたが、「そう思う」9.4%、「まあそう思う」29.2%という肯定的回答が38.6%ありました。

「長野県における過去10年間の取組について知っているかどうか」という質問では、「人権・男女共同参画課」が51.5%、以下、「人権啓発ポスター」が34.0%、「児童虐待・DVホットライン」が33.0%で、最も低い「みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業」は4.7%にとどまりました。

人権にかかわる国際的なことから見聞きしたものでは、「世界人権宣言」が60.9%と最も高く、次いで「人種差別撤廃条約」が46.7%、「アパルトヘイト」が45.8%、「難民条約」が35.0%で、最も低いのは「アムネスティ」の10.1%でした。

「人権課題の解決にあたって、どのような啓発広報活動が効果的か」との質問には、回答率の高いものから順に「テレビ・ラジオ」が54.8%、「講演会や研修会」が46.2%、「新聞・雑誌・週刊誌」が37.3%、「広報誌・パンフレット・ポスター」が36.1%となっています。また、今後、県として力を入れてほしい施策に対する質問では、「学校内外の人権教育の充実」が57.5%、「人権が侵害された被害者の救済・支援の充実」が47.5%、「啓発広報活動の推進」が47.1%、「国や地方公共団体、民間団体等の関係機関と連携した推進」が44.8%と4割を超える回答となっています。

## 分野別

総論 「関心のある人権に関わることから」との質問には、「障害者」が67.5%、「高齢者」が60.6%、「子ども」が52.5%と50%を超え、以下「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が48.4%、「女性」が47.9%、「インターネットによる人権侵害」が42.9%、「同和問題」が34.9%の順となっています。

女性 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「職場における差別待遇」が53.5%、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつけること」が47.8%、「家庭内における夫から妻に対する暴力（酒に酔ってなぐるなど）」が44.9%の順になっています。

子ども 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「仲間はずしや無視・いじめを行うこと」が82.0%、「食事を与えないなど子育てを放棄すること」が78.7%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」が70.5%の順になっています。

高齢者 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「地域、家庭等とのつながりがない独居老人の孤独死」が57.7%、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」が54.2%、「経済的に自立が困難なこと」が52.1%、「悪徳商法の被害者が多いこと」が52.1%の順になっています。

障害者 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「人々の障害者に対する理解が足りないこと」が64.5%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が56.9%、「差別的な言動をすること」が44.9%の順になっています。

アイヌの人々 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと」が53.4%となっています。

外国人 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」が59.5%、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」が39.3%、「交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと」が34.9%の順になっています。

H I V感染者 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「結婚問題で周囲が反対すること」が56.9%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が44.8%、「差別的な言動をすること」が38.1%の順になっています。

ハンセン病患者等 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が54.1%、「結婚問題で周囲が反対すること」が47.0%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が38.4%の順になっています。

犯罪被害者等 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が73.2%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」が63.5%、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」が58.9%の順になっています。

インターネットによる人権侵害 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」が75.8%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が70.7%、「差別を助長する表現を掲載すること」が43.4%の順になっています。

ホームレス 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「経済的に自立が困難なこと」が61.8%、「通行人等が暴力をふるうこと」が52.1%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が41.1%の順になっています。

性的指向及び性同一性障害 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「性的指向及び性同一性障害者に対する理解が足りないこと」が62.5%、「差別的な言動をすること」が42.1%、「職場、学校において、嫌がらせをすること」が32.2%の順になっています。

同和問題（本審議会において重要な課題としたため前回調査との比較を記載。）

・「どのような人権上の問題があるか」との質問に、「結婚問題で周囲が反対すること」が67.5%、次いで「身元調査をすること」、「差別的な言動をすること」がそれぞれ30%以上となっています。

・「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であると知った場合、あなたはどうしますか」との質問に対しては、「賛成」「子どもの意志尊重」は67.1%（前回調査76.1%）、「親としては反対するが、子ど

もの意志が強ければしかたない」が 27.0%（前回調査 18、0%）、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が 3.7%、「絶対に認めない」が 2.2%となっています。

- ・ 未婚の人に対する「あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたらどうしますか」との質問には、「家族や親戚の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する」が 59.7%（前回調査 52.4%）、「自分の意志を貫いて結婚する」が 22.8%（前回調査 27.8%）、「反対があれば結婚しない」が 17.5%（前回調査 17.0%）となっています。
- ・ 「同和問題の解決に対するあなたの考え方に近いものはどれですか」との質問に対しては、「しかるべき人が解決してくれる」、「直接関係のない問題」、「そっとしておけば自然になくなる」、「差別はなくなるらない」、「よく考えていない」と回答した人の合計が 61.1%（前回調査 58.0%）、「自分の問題として解決に努力すべきだと思う」と答えた人は 29.6%（前回調査 35.1%）となっています。

## 分野別施策の現状・課題と方向性

本審議会としては、どの人権課題も重要であると認識したうえで、諸団体からの意見募集・ヒアリング、県民意識調査結果の分析等、人権課題についてのこれまでの経緯や現況を総合的に分析、検討した結果、本県においては同和問題と外国人問題が特筆する人権課題であると判断するにいたりました。そこで、以下の記述では、同和問題、外国人問題を冒頭におくこととしました。

### 1 同和問題

#### (1) 現状と課題

##### 同和問題の基本認識

昭和 40 年（1965 年）に出された「同和对策審議会答申」（同対審答申）では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘されています。

この答申を受けて、同和問題の解決に向けて、「同対法」が制定され、さまざまな施策が行われ、対象地区の環境改善などでは、一定の成果をあげてきました。また、長年にわたる同和教育・社会啓発により、人権尊重・人権確立をめざす県民意識の高揚が図られ、差別をなくそうと取り組む実践者も増えてきました。

しかし、これによって同和問題は解決されたかといえ、残念ながら未だ道半



ばと言わざるをえません。それどころかインターネットを利用した新たな形態による差別も発生してきています。こうしたことを踏まえ、同和問題の解決に向けて一步でも前進するためには、県の責務として、また県民一人ひとりの課題として、今後も取組を進める必要があります。

## ― 同和問題解決への取組経緯

### ア 国、長野県の取組経緯

国は、同対審答申を受け、昭和 44 年（1969 年）に同和行政に法的根拠を与える「同対法」を 10 年間の時限立法として制定しました。同法はその後 3 年延長され、昭和 57 年（1982 年）には「地対法」（5 年間の時限法）が制定されました。さらに、昭和 62 年（1987 年）には「地対財特法」（同じく 5 年間の時限法）が制定されました。

平成 4 年（1992 年）には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が 5 年間施行され、さらにこの法律が平成 9 年（1997 年）には 5 年間延長されました。同法は平成 14 年（2002 年）3 月末に失効し、これをもって特別対策という手法による同和対策は終了し、以後は一般対策に工夫を加えて取り組むこととされました。

また、平成 9 年（1997 年）には「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が制定され、推進本部も設置されました。さらに、平成 12 年（2000 年）には「人権教育・啓発推進法」が制定され、平成 13 年（2001 年）には人権擁護推進審議会から答申「人権救済制度のあり方について」が出されました。

長野県における同和施策は、国の「同対法」の施行よりも、かなり早い時期から行われてきました。

長野県は昭和 22 年（1947 年）に、長野県振興委員会を設置し、その中に部落問題特別委員会を設け、部落差別をなくすための方策を諮問し、翌昭和 23 年（1948 年）には「部落問題対策の答申」を受けています。その内容は、劣悪な部落の実態と差別の状況を踏まえ、「部落解放なくして日本社会の民主化なく、日本社会の民主化なくして部落の解放なし」との基本認識のもと、「経済生活の安定」「旧慣陋習（きゅうかんろうしゅう）よりの脱却」「青年層による解放運動の活発化」など、具体的な施策の必要性を示したものでした。これを受け長野県は、規定を定め、長野県部落解放委員会を設置しました。これは昭和 27 年（1952 年）に、条例に基づき設置された長野県部落解放審議会の前身であり、この部落解放審議会の設置こそが、全国に先駆けた長野県独自の同和行政の開始を告げるものでした。

この頃から、長野県独自で農機具貸与制度、部落解放更生資金制度、環境改善補助制度、経済更生補助制度、部落高校生への奨学金制度、県内初の隣保館設置支援、部落解放モデル地区指定などの施策を行いました。また、続発する深刻な差別事象に対し、同和問題への県民の理解を深めるために、冊子『開け行く日本』（昭和 26 年（1951 年））、『同和教育のために』（昭和 27 年（1952 年））を刊行し、市町村・学校へ配布しました。

昭和 44 年（1969 年）には、社会部厚生課に同和係を置き、昭和 46 年（1971

年)には同和対策室を設置し、その翌々年に同和対策課設置に至りました。

長野県部落解放審議会は、昭和44年(1969年)に答申を行いました。この答申により「同対法」のもと、長野県においても本格的・具体的に同和対策事業を実施する体制ができあがりました。しかし、実際に各地域で同和対策事業が展開されたのは、10年の時限立法の後期5か年に入ってからでした。

以後長野県は、国と協調しながら、同和問題の解決を「県政の重要な柱」として施策を行ってきました。

平成14年(2002年)3月の「特別措置法の失効」を前に、平成12年(2000年)に長野県は、部落解放審議会へ「地対財特法」期限後の本県の同和行政のあり方について諮問し、同審議会は平成14年(2002年)1月に答申を出しました。

#### イ 「同和対策特別措置法」は事業法

同和対策が、「特別措置」の「事業」として着手されたのは、「同対審答申」が部落差別の実態について認めているように、その深刻で悲惨な事実を早急に対応するためでした。こうした手法によって緊急に、集中して取り組まなければならない同和地区の実態があったからです。

同対審答申は、「(同和問題の)解決は国および地方自治体の責務であり国民的課題」とし、「同和対策は一般行政に比し複雑困難な問題として扱われている感があるが、その正しい位置づけがなされないと差別的な特殊行政となるおそれがある」「同和行政は過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない」と指摘しています。「同和対策事業」は、一般対策で放置されてきた問題を早急に是正する「施策」でした。

昭和44年(1969年)の長野県部落解放審議会答申は前文で、「同対法」について「本法はその名称が示す通り事業法であり、(中略)同和対策審議会の答申に必ずしも充分応えるものではない」と言明し、「しかし、この立法措置によって永い間差別に苦しむ部落大衆を中心にひたすら解放を願う多くの国民の強い要求がようやくここに実現の端緒を得た。このことは部落解放の歴史とひいてはわが国社会の民主化にとって画期的意義を担うものである」と明記しています。

#### ウ 特別措置法の失効と「一般対策への移行」

平成14年(2002年)4月、国は同和施策を「特別対策」から「一般対策」へ移行して進めることとしました。この方針を打ち出した国の地域改善対策協議会(地対協)の意見具申(平成8年(1996年))は、「これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状態になった」とし、「教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため」「一般対策に(工夫を)加えつつ対応する」としました。意見具申は、地対財特法が失効した後は、一般対策によって同和施策を行うとしたのです。

これに関して意見具申は、「一般対策移行後は、従来にも増して行政が基本的な人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を

実施していく主体的な姿勢が求められる」と指摘し、さらに、「既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである」とも指摘しています。

## エ 長野県部落解放審議会答申

長野県知事から「地対財特法」期限後の同和対策のあり方について諮問された長野県部落解放審議会は、平成 14 年（2002 年）1 月に答申を出しました。その概略は、次のとおりです。

同和問題に関する基本認識では、「国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向け一層主体的に努力していかなければならない」「これまでの成果を踏まえ、就労、教育等の課題や依然として差別事象があとを絶たない現状を受け、同和行政を進める必要がある」と指摘しています。

今後の基本的方向では、「残された課題は一般対策に工夫を加えつつ対応する」とし、「同和行政をあらゆる差別をなくする総合政策の原点として位置づけ、教育・啓発を中心とした適切な措置を講ずる」と指摘しています。

同和問題解決のための施策の方向では、「引き続き県民意識調査などの実施が必要」「人権問題は複雑化、多様化しており専門的な立場からの具体的な対応」「相談しやすい身近な総合的窓口体制整備」「条例の制定に主体的な検討」が必要と指摘しています。

教育・啓発のあり方では、「同和問題を重要な柱として人権教育、啓発の推進という視点から推進方法の再構築が必要」と指摘しています。

県の体制では、「施策の推進にあたっては、全庁的な取組が必要」「新たな行政機能の充実の検討」が必要と指摘しています。

## オ 県部落解放審議会答申と長野県・長野県議会の対応

長野県部落解放審議会は、上記の答申を行いました。長野県がこの答申を具体化することはほとんどありませんでした。長野県は、平成 17 年（2005 年）2 月県議会において、「長野県部落解放審議会条例を廃止する条例案」を提案しました。しかし、これは長野県議会において、「廃止するには新たな人権政策を検討する条例案が提出されるべき」などとして否決されました。

## カ 人権政策審議会の設置

その後長野県は、部落解放審議会答申を尊重することが十分ではなかったとし、また長野県議会の意見を重視し、平成 19 年（2007 年）7 月 17 日に長野県人権政策審議会条例を制定し、人権政策に関する調査審議をする本審議会が設置されました。

## 一 同和問題の現状

同和問題の現状を捉えるにあたっては、差別の現実 = 同和答申に言う実態的差別（被差別部落の実態）と心理的差別（人権侵害・差別事象）の現実がどうなっているか、また、県民意識がどうなっているか、を注視しました。

## ア 就労、教育、福祉、人権侵害

先の長野県部落解放審議会答申は、同和地区では就労、教育、福祉などの面で課題を抱えていることを指摘しています。長野県における同和地区の実態調査は、平成5年(1993年)以降行われていないことから、現在の正確な数字を挙げることはできませんが、県内のいくつかの市町村が近年行った調査から、就労、教育、福祉などの面での課題のほか、文字の読み書きに困難を抱えている方が存在していることなどが明らかになっています。

もちろんこうした課題は、同和地区だけの課題ではありませんが、同和地区ではこうした課題がより集中してより強く現れる傾向があります。また、同和問題がかかえる固有の課題があることも、指摘しておかなければなりません。

人権侵害(差別事象)は依然としてあとを絶っていません。表面化する事象は氷山の一角で、そのほとんどは表面化しないという現状があります。

特に結婚問題には依然として多くの課題があります。従来「越えがたい壁」と言われてきた結婚問題ですが、かつてのままの姿ではないものの、表面化しない(できない)内実をかかえ、現在も厳しく深刻な課題として残されています。これは本審議会が現状などを聞き取った際に、当事者から赤裸々に語られたところです。その際、結婚しようとしている若者の親や親戚だけでなく、県内で同和教育を受けてきた20歳前後の兄弟姉妹も結婚に反対したという、考えさせられる事実も語られました。

また、就職、採用時での問題も依然として発生しています。さらに、インターネット上での差別書き込み問題や、同和地区の所在地などを詳細に記載した「部落地名総鑑」がインターネット上に流出している問題、地図や映像を使って同和地区をインターネット上でさらすという、情報化社会ならではの新たな問題も起きています。

## イ 県民の意識

平成20年(2008年)に長野県が行った人権に関する県民意識調査では、子どもが同和地区の人と結婚することに「賛成」「子どもの意志尊重」は、67.1%で、前回調査に比べて9ポイント減少しています。また、同和問題の解決を「自分の問題として解決に努力すべきと思う」と答えた人は29.6%で、前回調査より5.7ポイント減少しています。反対に、「他人任せ」「直接関係ない」「そっとしておく」「なくならない」「考えていない」と回答した人を合計すると、6割を超えています。同和問題の解決に消極的あるいは無関心と思われる回答が、前回調査に比べて増加しています。これはこの間、長野県の取組が停滞あるいは後退したこと、ならびに部落解放運動に関わってきた人々による不祥事(不正)が関西を中心に相次いで発覚したことなどが関連していると考えられます。

## (2) 方向性

### ― 特別措置法失効後の長野県行政

特別措置法失効後長野県では、前述したように、長野県部落解放審議会答申で示された施策がほとんど行われてこなかったことなど、同和問題への取組が後退

しました。それは一部の市町村の取組の後退や、県民意識の低下として現われてきています。同和問題の解決のためには、まだまだ多くの課題が残っています。それらを解決していくためには、まず何よりも実態を正確に把握する必要があります。

なお、ここで特に一言しておきます。前述のとおり、特別措置法が失効し、「一般対策」へ移行するに当たり、長野県部落解放審議会から答申された内容が、県行政に十分活かされず、同和問題への取組が後退してきましたが、決して特別措置法があった時代へ戻れと言っているのではない、ということです。

それから約7年が経過した今日、本人権政策審議会答申が、同和問題に関する県行政の見直しのきっかけになれば幸甚です。同時に、県行政に依存しない民間活動の活発化も求められています。平成21年(2009年)1月28日に、第46回長野県部落解放研究集会在諏訪市で初めて開催されましたが(従来はほとんど北信で開催)、このような活動を活発に行い、県民に直接訴えかけ、討議・研究していくことは、同和問題を解決していくうえで有効だと考えています。

## 同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策

人権問題には、それぞれの歴史と固有の問題があり、実態があります。同和問題にも歴史と固有の問題があり、実態があります。同和答申にも述べられているように、日本の歴史のなかで長年かけて形作られてきた、深刻で重大な差別問題であるということです。

その認識のもとに、それに即した施策を推進しなければなりません。また、ほかの人権問題と共通する課題について、同和地区では、それが重層かつ集中して現れている場合があります。そうしたことを踏まえて、施策を推進する必要があります。

なお、同和問題に関して「特別措置法が終了したのだから、今後特別扱いはできない」という意見が一部にあります。この意見は、なぜ「特別対策」という手法を取らざるを得なかったのかということ、及び「一般対策への移行」ということについての理解不足からきていると考えられます。行政は法があるから行う、法がないから行わないというものではなく、取り組むべき課題があるかないかで判断され、それに基づいてそれぞれの人権施策が行われています。それは特別な施策ではないはずです。そうだとすれば、同和問題にも同様の認識が必要であろうと思われま

す。同和問題の解決には、教育・啓発が重要であることはもちろんですが、それだけでなく今後の施策の基本的な方向に示す諸施策が求められています。

## 今後の施策の基本的な方向

### ア 同和問題解決のための行政の役割と取組の必要性

#### a 総合的・専門的な相談・支援体制の確立とその推進

同和問題の相談内容は、就労、教育、福祉といった多様な内容とともに、同和問題としての固有性があります。また、人権侵害・差別事象などもあります。特に結婚問題では、命に関わる問題として緊急な対応が必要な場合も

あります。

そこで、総合性、専門性、当事者性という観点での新たな相談体制を整備することが、急務として求められています。同時に、相談に訪れた人への支援を充実し、具体化する必要があります。さらに、支援の継続性や差別をなくそうとする人々を繋げていくことが大切です。

こうした点を踏まえた人員体制、総合的窓口の設置など、国、市町村、民間機関、隣保館、NPOなどと連携・協働を図り、より実効性のある相談・支援体制を構築する必要があります。

#### b 実態把握の実施

他の人権問題と同様、同和問題解決の施策も実態を知ることから始まります。そのための実態把握が必要です。

これに関連して、「特別措置法がなくなったのだから、同和地区を対象とした調査はできない」という意見があります。しかし、これは特別措置法の失効により「同和対策事業対象地域」の地区指定がなくなったということ、「同和地区」がなくなったのではありません。まして差別がなくなったのでもありません。市町村と連携のうえ、関係機関、当事者などと協議の上、心理的差別の実態など、新たな視点を加えた実態把握が必要です。実態把握には専門家の関与が求められます。

また、県民の意識調査も今後の施策に活かすために、専門家の活用と、継続的な調査が必要です。

#### c 長野県人権啓発センターの充実と関係施設（機関）との連携

長野県人権啓発センターの充実と同時に、隣保館など関係施設（機関）と連携し、各地に所蔵・保管されている資料の活用を図り、県民への啓発に一層役立てる方策が必要です。そのためには、資料の調査・研究・収集を進める必要があります。場合によっては、資料を撮影したり、レプリカを作ったりすることも必要になります。また、部落史の見直しが現在進められており、教育・啓発の新たな方向を示していくためにも、専門的な職員（学芸員）の配置などを検討する必要があります。

#### d 長野県の体制整備と人材確保

施策の推進にあたっては、総合的な推進体制の確立という観点から、同和問題を担当するセクションを明確に位置づけ、専門性をもった人材の配置と育成が必要です。また、同和問題の固有性や、一般対策に工夫を加えた施策のあり方を考える行政内部の検討会の設置が求められます。

### イ 教育・啓発の必要性

県民一人ひとりが差別をなくす実践者になれるような人権教育・啓発を創造していく必要があります。そのためには、半世紀を超える本県の同和教育で培ってきた成果と課題を検証し、課題克服に向けた人権教育・啓発の基本方針を策定することが求められます。人権教育・啓発では、現地研修・フィールドワー

クなども取り入れた新たな推進方法を再構築する必要があります。

## ウ 当事者の権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援の必要性

当事者のほとんどが、何らかの機会・時期に同和地区出身であることをしり、それをマイナスに思い、胸を張ってふるさを語れない現状があります。それは社会に偏見や厳しい差別があるからです。同和問題の解決に向けては、当事者が「自覚」「自立」「自己実現」していくことが大切で、それが実現できるように支援することが必要です。

そのためには、相談活動や、自分にとって「部落とは何か」「部落差別とは何か」を当事者が継続して学んでいける機会が必要であり、また同和地区内外の住民が一体となって協力しながらコミュニティの形成を図るなど、住民の交流の促進、人権のまちづくりに向けた取組などへの支援が必要です。

## エ 関係機関との連携・協働の必要性

施策を進めるにあたっては、当事者の意見をしっかりと受け止める行政の姿勢が大切です。また、市町村、関係機関・団体・NPO などとの連携と協働による取組が必要です。

## オ 早急に取り組む必要性

同和問題に関しては、前述した理由から、平成 21 年度（2009 年度）より取組を進める必要があります。

## 2 外国人

### (1) 現状と課題

#### 外国人登録者数

法務省の在留外国人統計によると、長野県の外国人登録者数は、平成 19 年 12 月末現在 4 万 3,336 人（全国 15 位、全国総数 215 万 2,973 人の 2.0%）で、人口比は 1.99%（同 10 位）と全国平均 1.69%を上回っています。

国籍別にみると、ブラジル 36.4%、中国 24.5%、韓国・朝鮮 11.0%、フィリピン 10.2%、タイ 5.7%、その他 12.2%となっています。ブラジル、韓国・朝鮮が前年に比べ、減少したのに対して、中国が 9.2 ポイント増えました。また、在留資格別では、定住者 27.2%、永住者 21.3%、日本人の配偶者等 20.9%の順となっており、定住化の傾向が見られます。

#### 教育・医療等の状況

こうした中、外国人と地域との共生、子どもの教育、社会保障などに関する課題も発生しています。特に、医療現場、教育現場では、文化・言葉の壁が問題となっています。

このような課題に対応するため、長野県や支援団体では「多文化共生くらしのサポーター」による生活相談、医療通訳の養成や派遣制度の構築、外国人健診などさまざまな施策を実施しています。

また、長野県では、平成 14 年（2002 年）に、経済界主体で「外国籍児童就学支援援助委員会」が設立され、県内の母国語教室に通う経済的に恵まれない児童生徒や不就学の児童生徒へ支援する「サンタ・プロジェクト」がスタートし、その後、平成 17 年（2005 年）に 39 の関係団体で構成する「外国籍児童支援会議」に引き継がれました。このように外国籍の子どもたちを支援しようとする動きも芽生えています。

なお、長野県を訪れる外国人は増加しており、外国人が県内を旅行しやすい環境を整えるなど、外国人旅行者の誘致を促進しています。

このほか、偏見による入店や入居の拒否、社会保険未加入問題など、外国人の人権・尊厳が脅かされることや、教育、福祉などの制度や災害時の情報が伝わらないことにより不利益を被ることもあります。また、人身売買事件では、外国人女性が被害者となることも少なくありません。

### 労働状況

平成 2 年（1990 年）の出入国管理及び難民認定法の改正により、日系 2 世、3 世に定住者や日本人の配偶者等の就労に制限のない在留資格が与えられたことから、日本への出稼ぎが急増し、長野県でも日系ブラジル人を始め多くの外国人が雇用されています。

また、少子高齢化が進む中で、労働力人口が減少し、女性、高齢者、若年者、外国人などの活躍が一層期待されており、平成 20 年（2008 年）からは生産現場や関連サービス分野に加えて、看護・介護分野においてもインドネシアからの受け入れが始まっています。

その一方で、平成 20 年（2008 年）からの世界的な金融危機や円高の影響を受け、日本経済は深刻な状況にあり、外国人労働者、特に日系ブラジル人派遣労働者の雇用問題が全国的に発生しています。

また、外国人研修・技能実習制度が創設されて 10 年以上経過し、生産現場で外国人が広く雇用されるようになってきました。しかし、全国的に制度本来の目的から逸脱した実態もあります。

日本人とは異なる価値観や文化的背景をもつ外国人とともに働くことは、往々にして摩擦を起こしますが、国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくことができる多文化共生社会の実現への取組が求められています。

### 各県との連携、国の動向

日系ブラジル人が多数居住する県（長野県、愛知県、群馬県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県）と名古屋市が一致協力して、多文化共生社会の形成に向けて総合的かつ効果的な取組を進めることを目的として平成 16 年（2004 年）に多文化共生推進協議会を設置（長野県は平成 19 年（2007 年）4 月から加入）しました。

協議会では、効果的な施策を行うための施策情報及び意見の交換、国への共同要望など多文化共生社会に向けた活動を実施しています。



また、国においては最近の国内情勢に鑑み、平成 21 年（2009 年）1 月、内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置し、定住外国人施策の推進を図ることになりました。

## (2) 方向性

### 教育

外国人が地域の中で孤立することなく日本人と共に暮らしていくためには、日本語によるコミュニケーションが必要であり、同時に日本の社会制度や風習習慣、文化等について理解を深めることも必要なことから、外国人に対し学習機会の提供に努める必要があります。

外国人児童生徒の教育を担う教員配置の充実や、支援が必要な児童生徒に対して日本語指導や生活支援などを行うための専門家の配置など、外国人児童生徒に対する支援体制に一層の整備を図ることが望まれるとともに、豊かな国際性を持ち続けるような教育支援を一層推進する必要があります。

母国語教室については、不就学児童生徒の解消を少しでも図る意味でも、引き続き行政・企業・県民が一体となった「サンタ・プロジェクト」による支援が必要です。

### 保健・医療

保健・医療については、高額な医療費負担による未払い金問題の解決、社会保険等への加入を促進させるため、外国人を多く雇っている事業主等に、外国人を社会保険等に加入させるよう積極的に働きかけていく必要があります。

また、日本語の理解が不十分な外国人が医療機関を受診する際、安心して受診できるようにすることが必要です。このため、高度な医療専門用語に精通した医療通訳者の養成を行うとともに、必要となる医療通訳派遣システムを構築していく必要もあります。

### 労働

平成 20 年（2008 年）下期からの国際経済の急激な下降に伴い、日本では雇用問題、特に日系ブラジル人等の外国人派遣労働者、有期契約社員の雇い止めなどの雇用問題が全国的に発生しています。このため、労働関係法制度の見直し、企業を越えたセーフティネットの構築などが求められています。この他、日本語が不自由なため再就職が困難な外国人への日本語指導も急務となっています。

国では、内閣府に「定住外国人施策推進室」を立ち上げ、当面は緊急課題への対応、その後は総合的な計画づくりなどが検討されており、長野県においても国に対して、外国人労働者・研修生に対する処遇、居住環境や就労環境の改善など外国人が日本で働きやすい環境を整備することなどを働きかけていく必要があります。

### 多文化共生社会づくり

多文化共生社会の実現のため、地域住民、企業、国際交流団体等に対して啓発を行うなど、外国人が地域社会に参画しやすいように、地域社会の実情に応じて外国人の受け入れ体制を構築することが望まれるとともに、相互に理解し合える地域づくりを行っていく必要があります。

このため、長野県は国・市町村、関係団体、企業等と連携して、教育、労働、医療などさまざまな分野において、きめ細かい生活支援、コミュニケーション支援、共生の地域づくりに取り組む必要があります。特に適切な支援、運営を行っている団体・企業などに対して優良事業者として認定・顕彰を行うことを国に要望するとともに、こうした取組により受け入れ体制の整備を促進する必要があります。

また、日本国籍を持つ外国出身者、日本生まれの外国人、さらに長野県を訪れる外国人旅行者などに対しても人権に配慮し、適切な対応をしていく必要があります。

### 3 女性

#### (1) 現状と課題

長野県では、昭和 55 年（1980 年）の「長野県婦人行動計画」を策定し、現在は「第 2 次長野県男女共同参画計画」（平成 19 年（2007 年）策定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を行っています。

こうした施策を展開し、男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まっていますが、固定的性別役割分担（性別を理由に役割を固定的に分けること）の意識が未だ根強く残り、女性の参画が進んでいない分野も多く残っています。

女性では、出産・育児期に相当する年齢層において、離職者が増加し、その後も仕事に就けないというような状況が見られます。子育て、介護など男女が共同で家族としての責任を果たすことや、社会全体で支援する仕組みづくりが必要です。

このほか、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害は依然として後を絶たず、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談の件数は増加傾向にあります。

#### (2) 方向性

各種啓発や男女平等の理念に基づく教育をさまざまな機会を通じて行い、男女が互いの個性や能力を尊重し合い、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する姿勢を育む必要があります。

地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成や政策・方針決定の場への女性の参画などを促進し、男女の人権が尊重され、性別によって制約されることなく、より一層のびやかに暮らせる社会をめざし、男女共同参画推進の基盤づくりを推進する必要があります。

女性も男性も、仕事と子育てなど家庭生活との調和を図りながら、能力を發揮して働くことのできる環境の整備を進める必要があります。

また、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に努める

とともに、被害者からの相談を受ける体制の整備や、被害者を保護し、自立を支援するための施策の推進が求められています。

## 4 子ども

### (1) 現状と課題

長野県では、平成 17 年(2005 年)に、「信州“はぐくみ”プラン」を策定して、各種施策を推進しています。

しかし、人間性や社会性を育む上で重要な体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下、子どもの規範意識の希薄化などが指摘されており、子どもたちを取り巻く環境は大変厳しい状況となっています。

特に、児童虐待については、その相談件数が依然として高い水準で推移しており、相談内容も複雑化、深刻化してきています。

### (2) 方向性

児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見・早期対応に努め、虐待を受けた子どもや保護者の養育を受けられない子どもに対し、保護から自立支援に至るまでの支援体制を整備する必要があります。

いじめなどの悩みや不安を抱える子どもたちに対し、適切な相談・支援を行うとともに、道徳教育や人権教育の推進により、豊かな心の育成が求められており、保護者や地域の方々など大人の理解や親の意識を変えていく必要もあります。

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた適切な指導と支援を行うとともに、一人ひとりの教育ニーズに柔軟に対応するための体制づくりに取り組み、特別支援教育を推進する必要があります。

また、外国籍児童生徒や院内学級のない病院に長期入院している児童生徒など、多様な教育的ニーズのある児童生徒への学習支援などを行う必要があります。

## 5 高齢者

### (1) 現状と課題

長野県では、平成 18 年(2006 年)に、「長野県高齢者プラン」を策定し、高齢社会をめぐる重要な課題に対応した施策を推進しています。

長野県の高齢化率は、平成 17 年(2005 年)に 23.8%と、全国の 20.1%を上回る水準で高齢化が進んでおり、今後もさらなる少子高齢、人口減少が進み、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加も予測されています。

また、平成 18 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されましたが、県内では 500 件を超える高齢者虐待事例が報告されています。

虐待を受けた高齢者の多くが何らかの認知症を有しており、認知症に対する正しい知識の普及や地域全体で高齢者とその家族を支える仕組みづくりが求められています。

また、高齢者への経済的虐待による金銭問題の発生や、振り込め詐欺・悪徳商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶ちませんが、認知症等で判断能力が不十

分であるなど、失われた人の権利を守るための制度である成年後見制度の普及は遅れています。

## (2) 方向性

高齢者が医療や介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、必要な支援体制の整備を推進することが必要です。

また、認知症及び高齢者虐待に関する知識の普及を図るとともに、高齢者とその家族を地域全体で支える仕組みづくりを促進することも必要です。

成年後見制度については、引き続き普及啓発に努めるとともに、市町村が成年後見制度を積極的に活用するよう、社会福祉協議会など関係機関と連携して支援することが重要です。

## 6 障害者

### (1) 現状と課題

長野県では、平成 19 年（2007 年）3 月に、「長野県障害者プラン後期計画」を策定し、障害者福祉施策を推進しています。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が地域で普通の生活ができることをめざして、従来の施設入所から地域生活の支援に施策の重点が転換されています。

障害者の地域生活移行を促進するため、地域での理解不足や誤解の解消、生活の場や就労など昼間活動する場の確保、相談支援体制の充実など環境整備を進めることが求められています。

障害者の雇用率は、平成 20 年（2008 年）の雇用状況報告（6 月 1 日現在）によれば、法定雇用率が適用される民間企業では 1.69%と全国平均を上回っていますが、未達成企業もあることから、一層の就労支援が求められています。

### (2) 方向性

重い障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、身近な地域での保健福祉サービスの充実を図るとともに、自立生活への支援、障害の程度に応じた就労を促進することが大切です。

障害者が差別と偏見を受けることなく、ひとりの生活者として尊重され、自分らしい生活を選択し、決定することができるように、さらに県民の理解を深め、権利擁護や社会参加を促進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活空間の整備を推進することが必要です。

障害の重度化、重複化、多様化が進む中で、保健・医療・福祉、教育、雇用などの関係機関が連携を深め、障害の内容、性別やライフステージに応じて、きめ細かなサービスを提供することが重要です。

## 7 HIV感染者、ハンセン病患者等

### (1) 現状と課題

長野県の人口 10 万人当たりの HIV 感染者・エイズ患者届出数（平成 17(2005 年)～19 年(2007 年)の 3 か年の平均）は、全国 8 番目で依然として多い状況にあり、引き続き感染予防の各種対策の推進とともに、感染者・患者に対する差別・偏見の解消を図る必要があります。

ハンセン病は、過去の隔離政策などにより恐ろしい病気とのイメージが定着し、多くの元患者は、ハンセン病が治ったにもかかわらず、現在も療養所に入所しており、長野県関係者は 29 名（平均年齢 81.6 歳、平成 20 年（2008 年）5 月現在）が生活しています。これは、高齢化による面もありますが、ふるさとに帰られたときに、自分自身のみならず、家族、親戚までもが偏見・差別にさらされるのではないかといった不安も大きく影響しています。

## (2) 方向性

県民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせるよう、生涯を通じた健康づくり、地域の特性を踏まえた対策を推進するとともに、人権に配慮した良質で適正な医療の提供を図る必要があります。また、プライバシーに配慮した、迅速、適切な相談、検査体制の充実も求められます。

HIV、ハンセン病等の感染症についての正しい知識の啓発を行い、県民の理解促進を図り、偏見・差別の解消に向けて施策を推進することが必要です。

## 8 犯罪被害者等

### (1) 現状と課題

犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利利益の保護を図るため、平成 17 年(2005 年) 犯罪被害者等基本法が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が規定されるとともに、同法に基づく基本計画が策定され、国における各種施策が進められています。

長野県においても、犯罪被害者等基本法を受け、各種の県施策を進めるとともに、市町村に対し取組の推進を働きかけています。しかし、関係機関における被害者支援に関する認識は未だ十分とはいえず、施策に十分反映されているとはいえない状況にあります。

### (2) 方向性

個々の犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、被害者等が置かれた個々の状況等に応じて適切に、かつ途切れることなく支援されることが求められています。

国、県・県警、市町村、関係団体等の連携を強化し、県レベル、地域レベルでの犯罪被害者等支援ネットワークを構築するとともに、関係機関における取組の強化を図る必要があります。

犯罪被害者等に対する各種相談窓口の情報提供、県民理解促進のための広報・啓発に努め、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう県民総意で協力する社会を構築することが必要です。

## 9 中国帰国者（中国残留邦人等）

## ( 1 ) 現状と課題

中国残留邦人の帰国後の援護については、国が全国一律に自立支援策を講じてきましたが、長野県では全国で最多の満州開拓団員を送り出してきたという特殊事情から、長野県独自の援護策として、引揚者特別生活指導員を配置し、中国帰国者の生活支援を充実するとともに、特別の慰藉として月額3万円を支給する愛心使者事業などを実施してきました。

平成20年度からは、国が老齢基礎年金の満額支給や支援給付金制度を創設したことに加え、従来、国と県が担ってきた中国帰国者の生活支援をより身近な市町村の責務とし、援護施策の充実を図っていますが、日本での生活基盤を十分に築くまでには至っていない状況です。

## ( 2 ) 方向性

中国帰国者は、日本語を話せない、書けないなどにより、就労が難しかったり、生活習慣の違いから日常生活に支障をきたすなどの課題があることから、ふるさとでおだやかな日々を心豊かに過ごしていただくため、市町村と連携し、日本語教育支援などの地域生活支援事業の充実を図る必要があります。

### 10 さまざまな人権課題

人権課題はこの他にもいろいろありますが、ここではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向及び性同一性障害、ホームレス、北朝鮮当局による人権侵害について触れておきます。

#### ( 1 ) アイヌの人々

結婚や就職等における偏見や差別の問題が起こらないよう、また国会における先住民族決議を尊重し、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する県民の認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する意識を高める必要があります。

#### ( 2 ) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進する必要があります。

#### ( 3 ) 性的指向及び性同一性障害

人間の性のあり方に対する理解を深め、同性愛、両性愛、性同一性障害など性的少数者に対する偏見や差別の解消を目指して、広報・啓発活動の実施に努める必要があります。

#### ( 4 ) ホームレス

経済的自立が困難なことや通行人等が暴力をふるうなど多くの人権問題が起きているとの調査結果から、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動に取り組むことが必要です。

## (5) 北朝鮮当局による人権侵害

早期の拉致問題解決のため、政府及び地方公共団体は、拉致問題に関する広報・啓発を行う必要があります。

### 11 インターネットによる人権侵害

#### (1) 現状と課題

インターネットには、電子メールのような特定の利用者間の通信や、ホームページのような不特定多数の者が利用できるもの等があります。発信者の匿名性ととも、情報発信が容易にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、有害情報、無断写真掲載など人権に関わる問題が発生しています。

表現の自由に配慮しつつ、限度を超えた表現等については、発信者がわかる場合は、啓発を通じて侵害状況を排除し、特定できない場合は、プロバイダーに対して、情報等の停止、削除を申し入れ、業界の自主規制を促すなど個別に対応しているのが現状です。

#### (2) 方向性

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるため啓発活動を行うとともに、インターネットを介したいじめ、人権を侵す事例に対して関係機関と連携をとり適切に対応することが求められています。

学校においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、社会にもたらす影響や、情報の発信における個人の責任、情報モラルについて取り組む必要があります。

また、サイバー犯罪として取締りの対象となるケースについては、適切な法的措置を講じることが必要です。

## 人権施策の方向性と推進体制

### 1 人権施策のあり方

人権施策は、「人間の尊厳」という観点から具体的な施策を展開していくことが大切です。

また、地方公共団体は、人権教育・啓発推進法において、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえた施策を推進する責務があります。このため、長野県が取り組む事業は、あらゆる分野で人権と関わり、人権尊重意識を持って行われることが求められます。

#### (1) 人権教育・啓発、人権相談・支援

個別の人権に関わる多くの施策は、それぞれの状況に応じて、個別法、個別の方針・計画等を踏まえて実施されていますが、県民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題として捉え、自らが人権尊重社会の担い手であることを自覚し、互いの人権を尊重する意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動することができるよう実施していく必要があります。

また、県民が人権問題に直面したときに、身近で相談できるよう、市町村、企業、関係団体、専門相談機関と連携した総合的な相談窓口の設置などの施策が必要です。

## (2) 「自立」「自己実現」のための施策

人権が尊重される社会づくりのためには、教育・啓発と相談・支援が重要であることは言うまでもありませんが、当事者が「自立」「自己実現」するための施策が推進されなければなりません。

また、行政による施策だけではなく、当事者が自ら「自立」「自己実現」に向けての取組を進めていくことが大切です。

## 2 人権教育・啓発

### (1) 人権教育・啓発の推進

県民が、学校、家庭・地域、企業・職場などさまざまな場を通じて、人権尊重の理解を深め、人権尊重意識を高めるよう、地域、企業等へ働きかけるなど、人権教育・啓発を推進する必要があります。

更に、県民も自らこうした人権教育・啓発の機会に積極的に参加するとともに、家庭においても人権について話し合うなど、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。

また、人権教育では、「人間の尊厳」を大切にした「共に生きる心」を育むため、子どもの発達段階や地域の特性等に応じ、さまざまな活動を通して推進することが求められています。

### (2) 人材育成・資質向上

人権教育を効果的に推進するため、学校教育では、まず教職員が基本的人権の尊重について正しく理解することが重要です。人権教育研修会等を通して、資質の向上に努めることが求められます。

併せて、人権教育に関する研究・研修体制を充実するとともに、各種学校間及び高等教育・研究機関との連携強化、地域の特性等に即した学校教育と社会教育との連携による資質向上が重要と考えます。

社会教育では、市町村、地域、企業などにおいて学習機会を設けると同時に、さまざまな機会を通じて学習することができるよう、県民の身近なところで人権教育に取り組む指導者の養成を図る必要があります。

### (3) 県民、関係団体との連携

より効果的な人権教育・啓発を行うため、官民協働の考え方にに基づき、人権教



育、人権学習等に関わる団体の支援などを通じて、幅広く県民に対して教育・啓発を図っていく必要があります。

人権侵害は、企業・職場、家庭・地域、学校などで日常起こる、あるいは起こりうることであり、市町村、企業、NPO等を横断した形での広報・啓発が必要と考えます。

#### (4) 情報収集・提供

人権教育・啓発にあたっては、人権に関する知識、教育・啓発手法等の情報を収集するとともに、その情報を効果的に県民に提供共有し推進することが大切です。

人権啓発については、意識調査の結果を踏まえると、これまで行われてきた人権意識の涵養を図るための講演会、研修会だけではなく、マスメディアを通じた啓発がより効果的と考えます。

人権教育については、市町村、企業などにおいて、講演会、研修会等さまざまな場所、機会を通じて行われていますが、人権教育についての知識・手法等の情報を収集し、こうした主催者等に対して、必要に応じて適切に提供する必要があります。

### 3 人権相談・支援

#### (1) 総合相談窓口の整備

人権課題に関しては、個別施策ごとに相談窓口を設けてきていますが、人権に関する総合的な相談窓口の整備が必要と考えます。

特に同和問題や外国人問題では、専門性等も含め広域的な対応が必要と考えられますので、長野県として広域単位で、人権啓発等にも対応する人権に関する総合窓口の設置やこのための人材確保について検討することが求められます。

#### (2) 国、市町村、関係機関と連携した相談体制づくり

人権問題を個別の機関だけで解決することは難しいことから、国・県・市町村、弁護士会、人権擁護委員、NPO等、労働・教育・地域社会等の現場との連携方法の研究・検討を行うとともに、民間団体の相談活動を効果的に活用・支援する必要があります。

#### (3) 相談窓口等の周知広報

県民が人権問題に直面したときにひとりで悩むことなく、各種相談機関、支援制度などを利用し、自ら解決していくことができるよう、効果的に情報を提供することが求められています。

特に必要とする情報をどのように県民へ提供すれば有効であるかを検討するとともに、マスコミやインターネットを利用した対応も検討する必要があります。

### 4 「自立」「自己実現」のための施策

行政においては、それぞれの人権課題に応じて、「自立」「自己実現」を達成するための施策を推進していく必要があります。

例えば障害者にとって、「障害者差別をなくしましょう」と呼びかけるだけでは、障害者の人権は保障されません。バリアフリー化や、仕事づくりなどの具体的な施策が相まって、はじめて障害者の人権は保障されるのです。

また、女性では、仕事と家庭生活等が両立できる環境の整備、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざした施策などと相まって、人権が保障されるのです。

今回、特記した同和問題や外国人問題については、前述した具体的な施策を推進していく必要があります。

## 5 施策の総合的な推進

### (1) 人権施策の推進体制

県の各部局において、それぞれの人権課題に対する施策に取り組んでいるところですが、横断的な連携体制の強化を図り、施策を検討、実施することが必要です。

また、市町村及び人権関係団体においても地域の実情に応じた取組が行われているところですが、特に人権教育・啓発や相談支援の取組の実効性を高めるためには、県との一層の連携協力が必要であり、そのための体制の構築が求められています。

人権施策が期待される成果をあげるため、行政においては、企業、地域コミュニティ、教育機関、市民団体・NPO等の協力を得るとともに、その活動や取組に対する支援方法などの検討が必要です。

### (2) 人権施策の評価体制

人権施策を着実に、効果的に推進するためには、その実施方法等の定期的なチェックや評価を行う体制の構築が必要です。